市民経済計算の概念及び内容

Ⅰ　市民経済計算の概念

私たちが生活している社会の中では、毎年さまざまな種類の財貨やサービスが生産され、消費されている。私たちはその保有している労働や資本といった生産要素を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ている。そして、その所得を用いて財貨やサービスを購入・消費し、将来のために貯蓄や投資もしている。

市民経済計算は、このような経済活動の成果を事後的に計測するもので、本市経済の実態を明らかにする総合的な経済指標として、本市の行財政・経済政策等に役立てることを目的に作成している。作成にあたっては、他の政令指定都市や都道府県との相互比較を可能とするため、内閣府が示す「県民経済計算標準方式」により推計している。

１　市民経済計算の定義

市民経済計算とは、「一定期間（通常１年間）内に、市民の経済活動によって新たに生み出された純成果(財貨とサービス)の価値を貨幣価値で評価したもの」である。

市民経済計算の推計方法には、①各財貨・サービスの生産額から生産のための原材料等として使用された財貨・サービス（中間投入）を控除して得られる付加価値を集計する生産面からの接近方法、②消費や投資などその期間内において他の生産過程で原材料として使用されることのない最終需要を集計する支出面からの接近方法、③賃金や利潤等の分配された所得を集計する分配面からの接近方法の３つの方法があり、この三面からの推計値は概念的に一致する。これを「三面等価の原則」という。

２　市内概念と市民概念

市民所得を把握する場合、市内の生産に従事する生産者は市民とは限らず、また市民の生産活動の場が市内とは限らない。そこで、所得の範囲を市内とするか市民とするかの二通りが考えられる。前者は市という行政区域で生みだされた所得をその生産活動に従事した者の居住地は問わず把握するもの（属地主義）であり、後者は市民が生産活動の場を問わず生み出した所得を把握するもの（属人主義）である。

本市では、他都市との比較を考慮して、生産面及び支出面は属地主義（市内概念）、所得面は属人主義（市民概念）によって推計している。なお、この場合の居住者とは、個人だけではなく、法人企業、政府機関など経済主体全般に運用される概念基準である。

３　市場価格表示と要素費用表示

付加価値額を表示する場合に、市場価格表示と要素費用表示の二つの測定方法がある。市場価格表示は市場取引における売買価格をいい、要素費用表示は生産要素に対する企業の費用をいう。これら二つの表示方法によって推計されたそれぞれの純生産物の間には、市内純生産（市場価格表示）＝市内純生産（要素費用表示）＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金の関係がある。

＜生産・輸入品に課される税（控除）補助金＞

生産・輸入品に課される税は、生産物に課される税と生産に課されるその他の税に分けられ、現実の財貨・サービスの取引価格に含まれるため、生産コストの一部を構成するものとみなせる。一方、補助金は市場生産者に支払われて、その経常費用を賄い、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常的交付金であり、負の生産・輸入品に課される税として控除される。

４　総（グロス）概念と純（ネット）概念

固定資本減耗とは、建物や構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、生産活動の過程での摩耗や損傷分（減価償却費）、通常予想される事故や災害などによる損害分（資本偶発損）を時価評価した額で、付加価値額の一部と見なす。

付加価値額を表すにあたり、固定資本減耗を含んだものを総（グロス）概念といい、含まないものを純（ネット）概念という。

５　名目値と実質値

市民経済計算の表示方法には、名目と実質の二通りの方法がある。名目値とは、その時点における市場価格(時価)で表したもので、名目値から価格指数等を用いて物価変動分を取り除いたものを実質値という。また、実質値を求める際に用いられる価格指数のことを「デフレーター」という。

６　固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式とは、ある年を基準年とし、その年の価格体系で財貨･サービスの価格を評価する方法である。一方、連鎖方式とは、指数算式において参照年（計算に用いるデフレーターが 100 となる年。現在は平成 27 暦年）を起点とし、常に前年を基準として算出された値を毎年積み重ねて接続する方法である。参照年は概ね５年ごとに改定される。

このため、固定基準年方式では相対価格の変化が大きい場合、経年変化するにつれて「指数バイアス」が生じるが、連鎖方式ではほとんど生じないとされている。また、固定基準年方式では、実質値の内訳項目を合計したものは集計項目の実質値と一致するが（「加法整合性」が成立する）、連鎖方式では一致しないため、この差分は「開差」として表示している。本市では、平成 23 年基準から生産系列も支出系列も連鎖方式で実質値を求めている。

７　帰属計算

経済計算の特有の概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにも関わらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。例えば、支出系列の家計最終消費支出には、自己所有住宅を家賃評価した帰属家賃や、農家における農産物の自家消費などが含まれる。

＜帰属家賃＞

ある年には全ての人が持ち家に住み、次の年には全ての人が別の人の家を借りて住むと仮定した場合、最初の年には家賃が発生せず、次の年には全ての家から家賃が発生する

ことになり、経済計算は人々が受け取る実質的な所得の指標となり得えない。

このため、実際には家賃の支払いを伴わない持家に住んでいる人も、家賃の支払いをしているものと仮定し、その家賃を市中の平均家賃により評価計算したものが帰属家賃である。持ち家はいつでも貸家となり得るため、住宅所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとみなす。この帰属家賃には、社宅などの給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

帰属家賃は、生産系列では不動産業に、分配系列では雇用者報酬と個人企業所得に、支出系列では家計最終消費支出に記録される。

II　市民経済計算の内容

1　取引主体の分類

市民経済計算は、経済の全体像を捉えるうえで、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約して勘定を作成するため、制度部門別と経済活動別という２重分類に基づいて記録している。

（１）　制度部門別分類

所得の受取や処分、資金調達や資産運用についての意思決定を行う主体を制度単位として以下の５部門に分類している。

①　非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とする法人企業または準法人企業で、同様の生産活動に携わる公的企業（一般政府あるいは他の公的企業により所有または支配されている企業）及び非営利団体も含まれる。

②　金融機関

主に金融仲介活動及びそれを促進する活動をする法人企業または準法人企業で、公的金融機関や金融的性格を持つ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③　一般政府

中央政府（国）、地方政府（都道府県及び市区町村）と公的年金等を取り扱う社会保障基金から構成され、また一般政府および社会保障基金により支配され非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

④　家計

生計を共にし、共同で一定の財貨・サービスを消費する人々の小集団を指し、自営の個人企業も含まれる。

⑤　対家計民間非営利団体

政府によって支配されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する非営利団体で構成される。ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な意思に基づく団体であり、活動費用は通常会費や寄付、補助金等によって賄われ、私立学校や福祉施設、労働組、政党、宗教団体などが含まれる。

（２）　経済活動別分類

生産技術の同質性に着目し、事業所を単位として財貨・サービスの生産及び使用に

ついての意思決定を行う主体で分類している。経済活動別分類は大きくは「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類（ISIC rev.4）と可能な限り整合的なものとしている。

２　基本勘定

（１）　統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果とカネ（所得、金融資産及び負債）の流れの結果とを統合し、一定期間における市の経済活動の結果を総括したものである。本市では、以下の二つの勘定について作成している。

①　市内総生産（生産側及び支出側）勘定

この勘定は、市内における経済活動を総括する市内総生産を生産側と支出側から捉えたものである。なお市内総生産（生産側及び支出側）は市内概念で記録されている。

勘定の貸方は、市内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した市内総生産（支出側）である。構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出、総固定資本形成及び在庫品増加、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合が示されている。

勘定の借方は、市内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した市内総生産（生産側）である。構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示されている。

市内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものだが、実際の推計では両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため若干の不一致が生ずる。この計数上の差額を「統計上の不突合」として支出側に記録し、両面をバランスさせている。

②　市民可処分所得と使用勘定

生産された要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取や生産物の最終消費への支払のほか、域外からの財産所得などの移転所得の受払から構成され、市民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

この勘定においては、市民ベースの雇用者報酬は、雇用者報酬（市内で発生した雇用者所得、市内概念）と、市外からの雇用者報酬（純）からなる。営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計）の和になる。移転項目については、域外からの財産所得（純）と域外からのその他の経常移転（純）とに区別して表章される。さらに生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が、貸方に記録されている。

市民可処分所得から、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したバランス項目が、市民貯蓄である。

（２）　制度部門別所得支出勘定

この勘定の制度部門別分類は、活動の意思決定主体により「非金融法人企業」、「金

融機関」、「一般政府（地方政府等）」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の５つの制度部門別に作成される。勘定の受取項目は、要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）と移転所得（財産所得、その他の経常移転〔財産所得以外の経常移転〕）から構成され、支払項目は経常移転と最終消費支出から構成されている。受取と支払の差額は、貯蓄として支払部門のバランス項目（残差）となっている。

① 要素所得

雇用者報酬、営業余剰・混合所得から構成され、市内総生産（市場価格表示）から固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金を差し引いた市内純生産（要素費用表示）をいう。

ア 市民雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、現物給与（自社製品の支給，給与住宅差額家賃等）を含む賃金・俸給と雇主の現実社会負担（社会保障基金や年金基金等への雇主の負担金、退職一時金のうち発生主義の記録の対象となる部分）及び雇主の帰属社会負担（発生主義での記録を行わない退職一時金や公務災害補償等）からなる。市外との受払が調整されて市民概念となっており、家計部門の受取にのみ記録される。

イ 営業余剰・混合所得

付加価値の構成要素の一つで、生産における企業等生産者の貢献分であり企業の経営資源に対する報酬といえる。このうち混合所得は、家計のうち個人企業の営業余剰に相当するが、事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰とは区別して記録される。非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）部門の受取にのみ発生する。

② 移転所得

この勘定には、一方的な取引で経常的な収入（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）から充てられるもので、一般に繰り返し行われ、かつ、経常的支出に充てられることが予定される経常移転と言われるものが全て記録される。

ア 財産所得

財産所得とは、ある制度単位が所有する金融資産、土地などを他の制度単位に使用させた結果として生じる所得で、利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得及び賃貸料に分類される。発生主義で捉えられるため、支払義務発生時点で記録される。

イ その他の経常移転（財産所得以外の移転）

所得・富等に課される経常税、現物社会移転以外の社会給付と社会負担及びその他の経常移転に分けられる。

（ア） 所得・富等に課される経常税

労働の提供や財産の貸与など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課される租税や、消費主体としての家計が保有する資産に課される租税をいう。それが所得から支払われるか生産コストの一部とみなされるかによって生産・輸入品に課される税とは区別される。非金融法人企業、金融機関及び家計部門の支払と一般政府部門の受取に記録される。

（イ）　社会負担・社会給付

社会負担は、社会保障制度に対する負担である。公的社会保障制度に関するものは一般政府部門の受取に、年金基金に関するものは金融機関部門の受取に記録される。

社会給付は家計部門の受取となり、老齢年金等の現金による社会保障給付、年金基金等による社会給付、発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付及び生活保護等の社会扶助給付からなる。これらは、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体部門の支払に記録される。

（ウ）　その他の経常移転

非生命保険金及び非生命保険純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

Ⅲ　主要系列表

1　経済活動別市内総生産（生産側）（名目、実質）

経済活動別市内総生産（生産側）とは、一定期間内に市内の生産活動によって新たに生み出された付加価値額を経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入（生産の過程で原材料、燃料、間接費等として投入された財貨・サービス）額を控除する付加価値法により推計している。

ここにいう生産とは、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険業、不動産業、公務などのサービス生産も含まれる。また、農家の自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのように、貨幣と交換されない生産物や便益も評価して含める。

（1）　市場生産者

市場生産者は、民間企業の事業所が中心となるが、政府の機関であっても、費用構造、生産物の性格や処分において産業と類似しているものは公的企業として含まれる。また、企業のためにサービスを提供する非営利団体、個人企業及び自己所有住宅の家賃評価額（帰属家賃）等も含まれる。

（2）　非市場生産者（政府）

国家の安全や秩序の維持、社会福祉推進のためのサービスなど、政府以外によっては効率的に供給されないものを提供する生産者であり、国及び都道府県・市区町村の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や独立行政法人など、政府の強い監督下にあるものも含まれる。非市場生産者（政府）に含まれない機関は公的企業として産業に分類される。

（3）　非市場生産者（非営利）

市場経済の原理に任せておくと効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を目的としないで家計に提供する生産者である。非市場生産者（政府）と似ているが、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な意思に基づく団体であり、活動費用は会費や寄付、補助金などによって賄われているという点で異なる。私立学校や福祉施設、労働組合、政党、宗教団体などが含まれる。

（４）　輸入品に課される税・関税

関税及び輸入品商品税からなり、輸入した事業所所在地で記録され、経済活動別に配分せずに一括して記録する。

（５）　（控除）総資本形成に係る消費税

消費税の課税業者が投資を行う際、その投資財に含まれる消費税は、他の仕入にかかる消費税とともに事業者が消費税を納入する段階で納税額から控除できるため、支出系列における資本形成の額には、消費税額は含まれていないとみなすことができる。一方、生産系列では、消費税は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされているため、各部門の付加価値の合計から総資本形成（総固定資本形成と在庫品増加）にかかる消費税全額を一括して控除し、生産面と支出面を一致させている。

２　市民所得及び市民可処分所得の分配

市内居住者が一定期間に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示している。制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組み換えることで求められる。

（１）　市民雇用者報酬

市民雇用者報酬は、家計部門の貸方（受取）にある総額を、賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担に分類している。

（２）　財産所得

金融資産、土地等を賃借することで生じる所得のことで、預貯金の利子、株式や出資金に対する配当及び土地の賃貸料等で、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の財産所得の受払が記録される。

（３）　企業所得

非金融法人企業、金融機関、個人企業（家計）について、営業余剰・混合所得に財産所得の純受取（受取－支払）を加えたものが記録される。

営業余剰・混合所得は、企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。企業所得は、営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念である。

３　市内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成（投資）、財貨・サービスの移出入（純）の需要項目ごとに把握し、統計上の不突合を加えることによって市内総生産（支出側）を表示している。また、市外からの要素所得（純）を加えることによって、市民総所得（市場価格表示）が示される。

なお、名目値と連鎖方式による実質値を表示しており、実質値は国民経済計算年報にあるデフレーターを価格指数として用いている。

（１）　民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

① 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）が、一定期間に行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出であって、同種の中古品とスクラップの純販売額を控除したものである。財貨・サービスの取得は現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費並びに給与住宅差額家賃、自己所有住宅の帰属家賃が含まれる。

② 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利サービス生産者の産出額から財貨・サービスの販売と自己勘定総固定資本形成を控除したものである。対家計民間非営利団体の販売収入は一般的には生産コストをカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として記録される。

（２） 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、市場並びに自らの生産物からの調達による消費の合計である。単なる消費主体としてだけでなく生産主体としてもとらえ、生産された政府サービスは自ら消費するものとして政府最終消費支出に記録する。

（３） 総資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業を含む）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

① 総固定資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業を含む）が新規に購入した有形または無形の資産（中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む）で、住宅、住宅以外の建物及び構築物、機械・設備、知的財産生産物、土地の造成・改良等を含む。

② 在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する製品、仕掛品及び原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量の変化を、その時点の市場価格で評価したものである。なお、金融機関、対家計民間非営利団体は、在庫をもたないものとみなされる。

（参考）在庫品評価調整

市民経済計算では発生主義の原則がとられており、在庫品増加は当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、先入先出法等、企業会計上認められる様々な在庫評価方法で評価されている。この評価価格の差を除くための調整が在庫品評価調整である。在庫品評価調整は生産では産業別に産出額・中間投入額、分配では企業所得、支出では在庫品増加で行われる。

③ 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

財貨・サービスの移出入（純）は、市内居住者と非居住者との間の財貨・サービスの移出から移入を差し引いた額である。また、市内総生産（支出側）と市内総生産

（生産側）は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため推計値に乖離が生じることがある。これを統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

（注）本市においては、資料上の制約もあり、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合は直接には推計していない。

④　市外からの所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や財産所得の域外との受払である。市民所得から市内純生産を差し引いて求める。